

徳島県田園環境検討委員会等設置要綱

最終改正 平成22年4月1日付け農村第98号

(名称)

第1条 本委員会は、徳島県田園環境検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、食料・農業・農村基本法の制定等により、環境に配慮した整備施策の展開が重要な課題となっていることを踏まえ、農業農村整備事業を実施するに際し講じるべき田園環境の保全対策に係る調査・計画・実施・評価に資するための検討・助言・指導等を行う。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、農業農村整備事業に係る次に掲げる事項を行う。

- (1) 田園環境への配慮の観点から事業計画案を検討・評価
- (2) 個別地区での自然生態系保全対策等に係る助言・指導
- (3) 県内のモニタリング地区での調査の計画、実施、結果の分析・検討
- (4) 調査結果の分析・検討成果の情報交換
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要となる事項

(委員)

第4条 委員は10人程度とし、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 団体活動従事者
- (3) マスコミ関係者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって決めるものとする。

3 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(部会)

第7条 本委員会の中に環境各分野の専門家からなる環境アドバイザー部会（以下「部会」という。）を設ける。

2 部会は、第3条第2、3、4号について、事前に専門的見地から助言指導等を行う。

3 部会は、委員のうち知事が併せて委嘱する者をもって構成する。

4 部会の座長は、委員長が兼務するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、農村農地政策局農村振興課において処理する。

附 則

この要綱は、平成13年11月26日から施行する。